

平成21年度版

(平成21年3月31日現在)

# 軽費老人ホーム事業者のための ガイドブック

島根県(しまね) 鳥取県(とっとり)



## 目 次

第1章 統計でみる県のすがた

第2章 関係法令

第3章 よくある質問

第4章 衛生管理に向けた取り組み

第5章 事故防止に向けた取り組み

第6章 消防等

第7章 事務費補助金等の自己点検シート

## はじめに

### 1. 誰のため、何のための施設(住宅)か

利用者の状況(自立・要支援・要介護)や地域ニーズにより、施設毎にサービス提供の内容が大きく変わります。  
また、利用者の状況により、立地条件や必要な設備が異なることから、施設運営に当たっては、十分な検討が必要になります。

軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安が認められるものであって、家族による援助を受けることが困難な方が入所対象となります。

その際、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるように努めなければなりません。

### 2. 基本理念と施設の雰囲気が大切

基本理念がしっかりしている施設は、職員を大切に、職員が満足するからこそ、利用者へのサービスも自然と向上します。  
一つの目標としてはホテルや旅館であり、おもてなしの心が何よりも大切です。



3

## 第1章 統計でみる県のすがた

### 1. 総務省統計局 統計で見る都道府県の姿2007

	島根県	鳥取県	全国
<b>持ち家比率</b> ※1	72.9% (第9位)	70.7% (第16位)	61.2% 03年度
<b>老人ホーム数</b> ※1 「養護・軽費・有料老人ホーム」 (65歳以上人口10万人当たり)	59.2所 (第2位) ※定員31.9人(第3位)	49.3所 (第9位) ※定員32.0人(第2位)	38.5所 05年度
<b>一般世帯</b> ※1	約26万世帯	約21万世帯	約4906万世帯 05年度
<b>高齢者単身世帯比率</b>	9.43% (約2万4千世帯)	8.27% (約1万7千世帯)	7.88% (約386万千世帯)

### 2. 両県調べ(人口等は平成19年10月 施設数等は平成20年9月現在)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽費A 4施設 定員 200人</li> <li>・ケアハウス 10施設 定員 502人 (特定 2施設) (特定79人)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽費A 4施設 定員 230人</li> <li>・ケアハウス 24施設 定員 927人 (特定 4施設) (特定89人)</li> </ul>
<b>計 14施設 702人</b>		<b>計 28施設 1,157人</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○推計人口 73万1千人</li> <li>○高齢者人口 20万5千人 【高齢化率 28.1%】</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○推計人口 59万9千人</li> <li>○高齢者人口 15万0千人 【高齢化率 25.0%】</li> </ul>

4

## 第2章 関係法令（軽費老人ホーム）

### (1) 軽費老人ホーム(A型)・ケアハウスの場合

- ① 設置(社会福祉法第62条第1項 等)
- ② 変更(社会福祉法第63条第1項 等)

○ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

施設の最低基準（社会福祉法第65条第1項【老人福祉法第20条の6】）に関する基準が、平成20年6月1日から省令として施行。

### (2) 特定施設入居者生活介護の場合

- ① 指定
  - 特定施設入居者生活介護 介護保険法第41条第1項
  - 介護予防特定施設入居者生活介護 介護保険法第53条第1項
- ② 変更
  - 特定施設入居者生活介護 介護保険法第75条
  - 介護予防特定施設入居者生活介護 介護保険法第115条の5

5

## 第3章 よくある質問 人員に関すること①

Q1) 管理者の資格要件をお聞かせください。

A) 社会福祉法第66条の規定に基づき、専任の管理者の設置が求められます。

また、「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について」等の通知により、以下が資格要件となります。

- ① 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者
- ② 社会福祉事業に2年以上従事した者であって軽費老人ホームを適切に運営する能力を有する者(※社会福祉施設長資格認定講習過程の受講者 等)

【※参考資料 昭和47年5月17日 社会局長通知 等】



Q2) 生活相談員の資格要件をお聞かせください。

A) 軽費老人ホーム設備及び運営に関する基準第5条第2項の規定に基づき、以下が資格要件となります。なお、相談員の責務は基準第23条に記載されています。

- ① 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者
- ② 上記と同等の能力を有すると認められる者



6

### 第3章 よくある質問 人員に関すること②

Q3) 栄養士について兼務は可能でしょうか。

A) 軽費老人ホーム設備及び運営に関する基準第11条の規定に基づき、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営が期待できる施設(入所者に提供するサービスに支障がない場合)にあっては栄養士を置かないことができます。よって、兼務は可能となります。

ただし、栄養士が介護保険のサービス提供の一環として配置されている場合は、事務費補助金の加算の対象外となる場合もあります。



Q4) 特定施設入居者生活介護(予防)の介護等に関する配置をお聞かせください。

A) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第175条第1項～第3項の規定により、以下の事例の配置が最低基準となります。

総利用者数について、既存施設は前年度平均値となり、新規施設は、推定数となります。なお、事故防止等のため2:1に近い人員配置を行っている事例もあります。

<input type="radio"/> 特定施設 総利用者50人  <input type="checkbox"/> 看護・介護  17人(3:1) 	(凡 例) 常勤の 看護 職員 	<input type="radio"/> 特定施設 + 総利用者40人  <input type="checkbox"/> 看護・介護  14人(3:1) 	<input type="radio"/> 特定施設(予防) 総利用者10人 <input type="checkbox"/> 看護・介護 1人(10:1)
---	--	--	---

### 第3章 よくある質問 必要経費①

Q5) 介護保険料は必要経費として認められますか。

A) 「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」の第1(3)エの規定により、介護保険法第41条に規定する指定居宅サービス、第42条の2に規定する地域密着型サービス、第53条に規定する指定介護予防サービス及び第54条の2に規定する指定介護予防地域密着型サービスの利用料(原則1割負担)、支給限度額の範囲が対象となります。在宅サービスの自己負担(昼食代)、施設サービス(介護保険3施設)等については、対象外となります。

【※参考資料 平成18年1月24日 老健局計画課長通知 等】

Q6) 福祉用具貸与及び福祉用具販売は必要経費の対象として認められますか。

A) 福祉用具貸与は、Q5の介護保険法第41条の規定に含まれることから、必要経費の対象となります。福祉用具販売については、介護保険法第44条の規定によることから対象外となります。

Q7) 見舞金、法事、墓参り、寄附金等の費用が必要経費として、認めれますか。

A) 「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」の第2の1(4)キの規定により、交際費、見舞金、法事、墓参りのための費用、墓の建設・管理に必要な費用、寄附金等は含まれません。

【※参考資料 平成18年1月24日 老健局計画課長通知 等】

8

### 第3章 よくある質問 必要経費②

Q8) あん摩、マッサージ等は、医療費(必要経費)として認められますか。

A) 国税庁ホームページに掲載されている「【税について調べる】 No.1122 医療費控除の対象となる医療費」によると、治療を目的とする、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価は医療費として認められます。なお、県の検査・報告の際には、医師の証明書を添付してください。

ただし、本人の嗜好により、疲れを癒したり、体調を整えるといった治療に直接関係のないものは含まれません。

Q9) 病院への通院の為にタクシー代が医療費(必要経費)として認められますか。

A) 例えば、足の骨折等で歩行が困難な場合は対象となりますが、他の公共交通機関で移動が可能な場合や悪天候を理由とする、タクシーの利用は控除の対象外となります。

やむを得ない理由がある場合には、各事業所が作成する個人台帳や対象収入明細書等の備考欄に、タクシーを利用する理由を記載し、県が実施する検査等の際に説明願います。



### 第3章 よくある質問 必要経費③

Q10) 医薬品は、医療費(必要経費)として認められますか。

A) 医療機関が発行した領収書、外部の薬局であれば点数の記載された領収書がある医薬品は、医療費(必要経費)として認められます。

また、発熱や風邪の治療等のため、緊急かつやむを得ない場合は、医療費として認められますが、領収書の但し書きを記載願います。ドラッグストアの利用で、薬品名が不明なものについては、対象外となります。

なお、疾病予防又は健康増進のための医薬品の購入は医療費に該当しません。

Q11) 健康診断、予防注射は、医療費(必要経費)として認められますか。

A) 健康診断、予防注射については医療保険の対象外であることから、医療費(必要経費)には該当しません。

Q12) 入院中の治療食は、医療費(必要経費)として認められますか。

A) 入院中の療養食は、医療を受けるのに必要な経費であることから、必要経費として認められます。

### 第3章 よくある質問 必要経費③

Q13) 12月1日～12月31日の医療費(介護保険の利用料1割分)を翌年の1月7日支払った場合は、①治療(サービス提供)が行われた前年が必要経費の対象になるのでしょうか。②実際に支払いを行った翌年が必要経費の対象になるのでしょうか。(New)

A) 医療費控除(確定申告)に準じて、医療費(介護保険料の利用料1割分)が支払われた年月日を必要経費の対象年とします。よって今回のケースは②となります。

(参考)

○治療等の時期	支払日	対象年	備考(補助金)
平成21年12月1日～平成21年12月31日	①平成21年12月31日	→平成21年	平成22年度事業
	②平成22年1月7日	→平成22年	平成23年度事業

11

### 第3章 よくある質問 必要経費③・その他

Q14) 基本利用料等の内訳を教えてください。

A) 平成20年6月1日の基準省令の制定により以下のとおりとなります。

①軽費老人ホーム(a+b+c)

aサービスの提供に要する費用(+加算)

b生活費

(食材料費及び共用部分の光熱費)

c居住に要する費用

②軽費A型(a+b)

aサービスの提供に要する費用(+加算)

b生活費

(食材料費及び共用部分の光熱費)

Q15) 軽費老人ホーム事務費補助金のスケジュールを教えてください。

A) 各県要綱により異なりますので、各県にお問い合わせください。

主な流れ①補助金申請(4月末迄)

②交付決定(5月末)

③変更交付申請(1月～2月)

④変更交付決定(2月)

⑤実績報告(翌年度の5月末)

12

### 第3章 よくある質問 その他

Q16) 利用者が体験入居を希望される場合、入居は可能でしょうか。また、どのような点に留意すればよいのでしょうか。

A) 利用者の体験入居は可能ですが、体験に関する食事に要する費用・居室に関する費用を設定し、管理規程(重要事項)等への記載が必要になります。  
なお、上記の費用については、軽費老人ホーム事務費補助金の対象外となります。

Q17) 収入認定の参考資料があれば、教えてください。

A) 老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いが根拠となることから、各施設で法令通知を適切に管理するか、老人福祉関係法令通知集を参照願います。  
なお、収入認定について、年度途中で年金額の変更があれば、県の検査や実績報告の際の証拠書の金額も変更してください。

13

### 第4章 衛生管理に向けた取り組み

○抵抗力の弱い高齢者に対しては、確実な衛生管理が求められます。

○「感染症」の予防と「感染症発生時の対応」(特に予防に重点を)

・平常時の衛生管理(手洗い・うがい・清掃)



・感染対策のための指針の整備

・感染症に関する職員への研修

・感染症発生時の行政への報告

・まん延防止のための会議(三ヶ月毎)の開催



(参考)厚生労働省 高齢者介護施設における感染対策マニュアル  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>

14

## 第5章 事故防止に向けた取り組み

### 1. 事故防止のための指針の整備

- 事故(介護事故)の防止に関する考え方
- 事故(介護事故)防止のための委員会の組織に関する事項
- 事故(介護事故)の防止のための職員研修に関する事項
- 発生した事故(介護事故)、事故(介護事故)が発生しそうになった場合の報告方法、改善のための方策
- 事故(介護事故)発生時の対応
- 指針の閲覧方法

(介護事故)…特定施設入居者生活介護の指定業者

### 2. 事故防止のための委員会の開催、研修の定期的な開催

### 3. 損害賠償 等



15

## 第6章 消防等

### ①耐火基準等

建物は、消防法に定める耐火建築物又は準耐火建築物とし、かつ、建築基準法、消防法等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガス漏れ等の防止や事故・災害に対応するための設備を十分設ける必要があります。



### ②防火安全対策

消防法施行令等の一部改正 H 21. 4. 1施行

#### ○防火管理責任者の選任

収容人員10人以上の施設について、消防計画の作成、防火教育・訓練等の防火管理業務が必要。

#### ○消防用設備等の設置

A) 延べ面積275㎡以上の施設について、スプリンクラー設備の設置を義務付け。

B) 全ての施設について、以下の設備の設置を義務付け。

- 自動火災報知設備
- 消防機関へ通報する火災報知器
- 消火器



**特例あり** ※詳細は各消防本部へお問い合わせください。

16

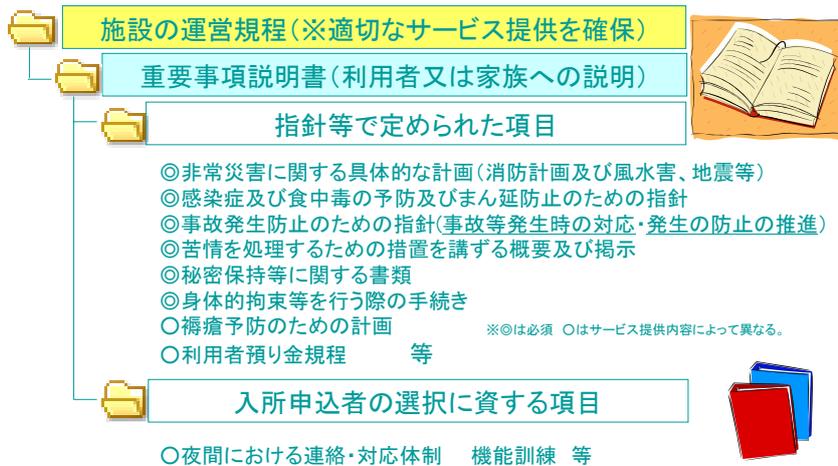
## 第7章 事務費補助金・その他補助金の自己点検シート

1. 申請(報告)日は、補助金交付要綱等に定める期限以内か。
2. 法人名・理事長名は適切に記載されているか。
3. 法人の住所は適切に記載されているか。
4. 添書の金額が、その他の様式と差異はないか。
5. 職員の勤務年数に誤りはないか。
6. 法人の予算(決算)に基づく申請(報告)か。
7. 県へ提出する前に複数の職員により確認はされているか。
8. 金額の単位等に誤りはないか。
9. 料金表等、添付書類に誤りはないか。
10. 公印の押印忘れはないか。

17

## (参考資料) マニュアル等の体系

### ◇法人の定款等(事業の位置づけ)



18